

「三重県飲食店時短要請等協力金（第6期）」の申請受付を開始します」

「三重県まん延防止等重点措置」に基づく営業時間の短縮等への協力要請に応じて、令和4年1月21日（東紀州地域については令和4年1月31日）から令和4年3月6日に要請対象となる飲食店の時短営業等に全面的にご協力いただいた事業者に対して、協力金を支給されます。

令和4年3月7日より申請が開始となりましたので、時短要請に協力していただいた事業者は申請手続きを行ってください。

●申請受付期間

令和4年3月7日（月）～令和4年4月15日（金）

●申請方法

・電子申請の場合

三重県ホームページ「三重県飲食店時短要請等協力金（第6期）について」に掲載している申請用ウェブサイトから申請してください。

<https://reg31.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=nhra-leojth-a145f4bc6f77a7edb2fa57d8fcf16f21>

・郵送の場合

以下のあて先へ郵送してください

〒514-8799 津中央郵便局留

三重県飲食店時短要請等協力金（第6期）事務局 宛

●お問合せ先

三重県飲食店時短要請等協力金相談窓口

TEL：059-224-2335 9：00～17：00 ※土日祝日を除く

●参考資料

・三重県ホームページ

https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00039.htm

・電子申請フォーム

<https://reg31.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=nhra-leojth-a145f4bc6f77a7edb2fa57d8fcf16f21>